

令和6年9月13日
午前10時開議
議 場

1. 議事日程（第12日目）

日程第 1 一般質問

1. 何川 雅彦
 - (1) 公設体育施設におけるトレーニング機器の充実について
 - (2) 断熱リフォームの推進について
 2. 小西 涼司
 - (1) 本と歴史の交流館「イコット」について
 - (2) 国道266号の拡幅について
 3. 木下 文宣
 - (1) 住民健診について
 - (2) 高額療養費の支給制度について
 4. 西本 輝幸
 - (1) 下水道事業について
 5. 宮下 昌子
 - (1) 熱中症対策について
 - (2) 農業問題について
 - (3) 中学校部活動の地域移行について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 桑原 千知

1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫	8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸	11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司
15 番 田中 万里		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	濱崎 裕慈
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	経 済 振 興 部 長	本田 善生
建 設 部 長	岩永 裕一	健 康 福 祉 部 長	前方 正広
教 育 部 長	赤瀬 耕作	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 事	松原ちひろ	主 事	松田俊太朗

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桑原 千知君） 日程第1、一般質問。

通告がっておりますので、順次、発言を許します。何川雅彦議員から資料の配付について申出がありましたので、会議規則第157条によって、これを許可いたします。

8番、何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） 皆さん、おはようございます。

8番、新誠会、何川雅彦。議長の許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今日は、二つ。一つは、公設体育施設におけるトレーニング機器の充実について、もう一つは、まだ暑さが厳しいですが、断熱リフォームの推進についてということで取上げました。

それでは、質問に入ります。公設体育施設におけるトレーニング機器の充実についてです。

まだ合併をする前、大矢野町のとて、一時期、大矢野総合体育館内のトレーニングルームの利用をしておりました。2000年前後、私は20代後半でありました。約25年ほど前になります。当時は、ウエイトトレーニングの知識もなく、有酸素運動を主にやっておりました。東京体育という会社のインストラクターが指導をされておりました。リズム体操とか、最後は20分ぐ

らいかけてストレッチをして、その晩はやはりよく眠れました。今でも当時のストレッチの順番を覚えていますし、たまにやってもいます。そのとき通っていたときは、確かに体重も落ちて、67キロまで減ったのを覚えています。大人になって70キロを切ったのは、あの時だけです。

月日は流れ、6年前ぐらいから少しずつウエイトトレーニングを始めました。利用する施設も、最初は、個人の自宅を改造したような簡単なジムから始めました。そして、24時間ジム、また、本格的なジムを利用するようになりました。世の中も健康に対する意識の高まりとともに、必要な知識もネットなどで情報を得やすくなり、新規のフィットネスジムも多くなりました。今年の6月には、三角駅近くに民間のジムがオープンしました。オーナーが自らのトレーニング理論をもとに作ったジムは、充実した設備で、体力づくりが目的の人から本格的に取り組みたい人まで満足できるような施設です。私も、週の半分ほどランニングマシンを30分程度ですが、利用させてもらっています。利用者も地域の人口からすれば非常に多く、時間帯によっては、5台あるランニングマシンは空いていないときもあります。

本題に入ります。公設のトレーニング施設の利点は、利用料金が安価で、幅広い年齢層や経済状況の人々が利用しやすく、地域住民の健康促進、コミュニティー内での交流など、個人だけでなく地域社会全体にとっても大きなメリットがあると思います。

最初の質問ですが、大矢野総合体育館トレーニング施設の現在の機器の設置状況及び令和5年度における利用状況の実績についてお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。よろしくお願いいたします。

本市においては、大矢野総合体育館と松島総合センターアロマにトレーニングルームを整備しており、両施設には、それぞれエアロバイク、踏み台昇降式マシン、ランニングマシン、その他部位別トレーニングマシン等の各種トレーニング機器を設置しております。

また、令和5年度における利用実績は、大矢野総合体育館が2,984人、松島総合センターが1,116人の利用実績であり、各施設とも、新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度の利用者数まで回復してきているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） 配付資料は、現在の設備の状況です。大矢野総合体育館トレーニング室の現在の状況ですね。まず1枚目、このエアロバイクと書いてありますが、これは、25年前のものです。私が行っていた当時から変わっていません。2枚目のウエイトトレーニング機器は、当時は、エア式のものがあったんですが、それが壊れて部品がないということで、代わりに導入したと聞いています。その2枚目の下、ランニングマシンは1台しかありません。3枚目のストレッチ器具ほかとあるのは、これも、25年前からあるものです。いろいろ何か四つぐらいありました。当時からありました。

質問に入りますが、現在の設置状況や実績を踏まえ、指定管理者及び利用者の意見や考えはど

のようなものがあるのか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。指定管理者と2か月ごとに管理運営面の協議を実施しており、トレーニングルームを含めた施設管理全般について意見交換をしております。利用者の意見を踏まえた指定管理者との協議の中で、トレーニングルームの利用者は健康増進を目的とした利用が多いとのことから、いわゆるバイク及びランニングマシンの更新及び増大の要望が上がっております。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） 先ほども述べましたように、公設のトレーニング施設の利点は、利用料金が安価で住民が利用しやすいことであり、それ以上を求めれば、民間のジムに行く人もいるし、選択肢は利用者にあります。この今の矢野総合体育館トレーニング室の現状を見て、エアロバイクは古く、ランニングマシンは1台しかありません。利用しようと思っても、そこには待ちができて、結果的に足が向かなくなります。ウエイトトレーニングの機器も基本的なものが揃っていれば、全身に負荷がかけられるし、効果的ですが、そこも不十分であり、改善点は多いと思います。また、時代にそぐわない、もしくは、利用がほとんどない機器は一新して、そろそろ思い切った機器の更新をすべきであり、計画的に機器の導入を行うべきであると考えます。

質問です。設置者である上天草市は、健康づくりや生きがいがづくり等の観点からも、さらなる器具の充実を図るべきと考えますが、今後の対応方針についてお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。トレーニングルームの利用者の多くは、健康づくりを目的とした利用がほとんどであることから、利用者が快適に利用できるような環境の整備が必要であると考えております。指定管理者は、トレーニング機器の定期的な点検を実施し、特に、設置から年数が経過した機器については、事故が起こらないよう重点的に点検を行っていますが、設置している機器の中には、老朽化しているものもあることから、指定管理者と協議を行い、特に利用の多いランニングマシン及びエアロバイクについては、計画的な更新を考えており、それ以外の機器の更新についても必要に応じ検討していく予定でございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） 今回質問しています体育館内のトレーニング室は、教育部の所管であります。なかなか合致する補助金等のメニューがないとも聞きます。見方を変えれば、これは健康づくりや生きがいがづくりでもあり、福祉部門にもまたがる案件だと思います。このような観点から、今後、様々な補助メニューを活用し、施設機器の更新など充実をしていく考えはないか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。教育部門におきましては、トレーニング機器

に限らず、社会体育施設等の設備に活用できる補助金としては、スポーツ振興助成金があり、本市においては、平成24年度の松島総合運動公園テニスコートの新設、平成29年度の陸上競技場の人工芝化整備工事に本助成を活用した実績がございます。今後、市民の健康増進や生きがいづくりを推進していくための一つの方法として、社会体育施設における運動等は大きな役割を担っているものと認識しています。このことから、スポーツ機器を含めた施設整備につきましては、スポーツ振興助成金等の補助メニューを活用し、計画的に行っていく必要があると考えます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） では、次の質問に移ります。

次は、断熱リフォームの推進についてです。

今年の夏は、統計史上最も気温が高く、猛暑が続いた8月は、熊本市では、観測が始まった1890年以降の134年間で最も高くなったほか、県内にある18か所の観測地点のうち、12か所で日中の最高気温の記録を更新しました。今後も、この傾向は続くと思われます。猛暑の影響は、健康や社会、経済に様々な形であらわれます。皆さん、もう9月も中旬になろうとしているのに、猛暑いまだ収まらず、35度を超える日々が続いております。今年が異常気象と言いますけども、もうこれが毎年のように続いていくような世界になるのかなとやはり考えるわけです。

そういった中で、特に、生活の拠点である住居においても、猛暑時には室内温度が極端に上昇し、熱中症のリスクが大きくなります。断熱が不十分な住宅では、外気の影響を受けやすくなり、冷房効率も低下します。日本の住宅の7割は、夏は風通しがよく、冬は寒いという日本の気候に合わせた構造で、無断熱もしくは低断熱であるとも言われています。昨今の猛暑に対しては、冷房などの家電頼みであり、家そのものの暑さの原因を取り除くという観点は余りありませんでしたが、地球沸騰化時代の住まいの在り方として、国は、2025年4月以降に建てられる新築の住宅やビルなどの建物に、断熱材の厚さや窓の構造などの省エネ基準を満たすことを義務づけています。

これは、2050年までにカーボンニュートラルを実現するためのステップとして、建築物の省エネルギー性能の向上を目的としています。これは国の施策ですが、既存住宅に対しては、国土交通省の子育てエコホーム支援事業2,500億円、環境省の先進的窓リノベ2024事業1,350億円など公的資金を使った断熱対策が始まっています。

上天草市では、住宅リフォーム等支援事業補助金があります。今年度は、もう既に申請を締め切っております。質問に入る前に、これについてちょっと述べさせていただきますが、住宅リフォーム支援事業補助金の拡充については、令和5年3月議会で一般質問に取上げています。質問の要旨は、天草市を例に挙げて、毎年1億円近くの予算で住宅リフォーム事業を行っている。10分の2の補助率で、地域商品券を20万円を限度に助成し、施工は市内業者が行うことを条件にしている。全てが市内でお金回り、経済の好循環をもたらしている。経済効果は毎年約8億円、毎年500件以上の申込みがある人気事業である。

上天草市は、現在、毎年約500万円の予算で、30件程度の規模だが、人口の規模から見て、年間170件程度、予算は3,000万円、工事額は2億5,000万円程度は毎年見込めると思うという質問の要旨でありました。そのときの答弁は、現段階では、予算の増額は考えていないということでありましたが、年度の半分で締め切るような人気事業でもあります。これから質問する断熱リフォームの補助も予算なくしてはできません。基本的に、市内で経済が循環するシステムでありますので、もう少し予算を増額させるべきではないかということ、いま一度求めます。これ答弁は要りません。通告しておりません。

それでは、質問に入ります。上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金を活用した工事で、断熱化工事の件数は何件なのか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願ひいたします。お答えします。

住宅リフォーム等支援事業補助金につきましては、市民の住環境の向上及び市経済の活性化を図ることを目的として、住宅のリフォーム等に係る費用の一部を補助金として交付しているところです。補助対象となる工事といたしましては、屋根の葺き替え、外壁塗装、水回りの改修工事、空き家解体工事などがあり、断熱化工事も補助対象となっております。

令和5年度においては、全体で27件交付があつておまして、内訳としましては、リフォーム工事が18件、空き家解体工事が9件となっております。断熱化工事に対する交付件数はあつておりません。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） 今回の答弁で、断熱化に係る工事は0件ということでした。確かに、リフォームイコール水回りであったり、屋根替えであったり、外壁であったりが主であることは分かります。これまで断熱リフォームは、北海道など厳しい冬の寒さをしのぐ手段として用いられてきました。これからは、夏の猛暑を防ぐために適切な断熱リフォームを行うことで、室内の快適さが大幅に向上し、冷房の効率もよくなるという事例が浸透していけば、断熱リフォームに取り組む市民の方々も増えていくと思います。冷房などの電気代も月額2,000円程度は下がるという試算もあります。我が上天草市も、令和4年に、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。建物の冷暖房などによるCO₂排出量は、日本全体の3分の1を占めています。国や自治体がしっかり断熱を義務化していくことと同時に、私たち一人一人の意識も変える必要があります。家の中の段差を解消することをバリアフリー化といいます。断熱は温熱のバリアフリー化であります。部屋ごとの温度ムラがなくなり、室温が安定していることによって、健康面でも免疫力が高く維持され、風邪をひきにくいなどのメリットがあり、非常に温度が安定した状態で、子育てする世代も非常にストレスの少ない環境ができるとの見解もあります。もう7月の後半から今までずっと暑い状態が続いております。なかなか疲れがとれにくいとか、皆さんの周りでも熱中症のようになったという高齢者の方々は結構いらっしゃるんじゃないでしょうか。そういったところを解消する温熱のバリアフリー化ということです。

質問に入ります。カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として、市内の居住用既存住宅の断熱性能を向上させ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減を図るため、今後、断熱リフォームに特化した補助制度を行う考えはありますか、聞きます。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。断熱リフォーム工事に特化した補助金につきましては、現状、本市のリフォーム等支援事業補助金でも、断熱工事が補助対象になっていることや、既に環境省の補助事業として、既存住宅断熱リフォーム支援事業補助金などが実施されていることから、現時点では、新たな補助金の創設は検討していなかったところでございます。

ただし、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として、断熱リフォーム工事に特化した補助制度を創設することは、地球温暖化の抑制や持続可能な未来を築くために有効と考えることから、今後は、市民ニーズの検証や他自治体の状況等を注視しながら、国や県の補助金など財源の確保を含めて、制度化について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦議員。

○8番（何川 雅彦君） この地球沸騰化時代、先を見据えた政策をできることをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（桑原 千知君） 以上で、8番、何川雅彦議員の一般質問は終わりました。

○議長（桑原 千知君） 引き続き、一般質問を続けたいと思います。

小西涼司議員から、資料の配付について申出がありましたので、会議規則第157条によって、これを許可します。

12番、小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） おはようございます。12番、会派天政みらい、小西涼司です。

今回、一般質問として2点を挙げておりますが、まず、1点目の本と歴史の交流館イコットについての質問を行っていきたいと思います。

まず、1点目、本と歴史の交流館イコットは、令和5年10月1日オープン後、1年を経過しようとしています。7月19日に5万人突破ということで、5万人目の来館者の津留さんが熊日新聞に掲載されておりましたけれども、これまでの入館者数は何名になるのか。また、当初の目標値と比較した場合にどうなっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。よろしく願いいたします。

これまでの入館者数につきましては、令和6年8月31日現在で、入館者数が5万6,047人で、うち、図書館が4万4,264人、歴史資料館が9,883人となっております。

当初の目標値との比較につきましては、本と歴史の交流館イコットの開館に向けて策定した活用計画における目標利用者数が6万4,000人で、現在開館1周年まで残り1か月を切り、目標利用者数には少し及ばない見込みです。なお、大矢野図書館の利用につきましては、目標の2.

5倍となる5万人程度を見込んでおり、順調な活用が進んでおります。しかしながら、歴史資料館につきましては、目標の半分程度の入館者数であり、活用推進に係る対応が必要かと考えております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 11か月で5万6,000人ということで、図書館のほうは順調に入館者が増えているという状況であります。歴史資料館については、目標値にはなかなか達成できないような状況なんですけれども、当初の目的そのものですね、図書館は、当時の森記念図書館、年間4,000人に対しての5倍、2万人ということで設定をされておりましたけれども、歴史資料館の目標が2万3,000人ということで、今思えば、歴史資料館の目標値が少し高過ぎたような気もしております。先ほど答弁があった図書館の入館者数と、歴史資料館の入館者数を足してみますと、入館者総数と少し数値の差がありますけれども、これは、図書館には来られたけれども、交流スペースだったりとか、そういったところの入館だけでカウントされない、図書館と歴史資料館のほうにはカウントされていないという認識でよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。イコットの玄関と3階の入り口と図書館と資料館それぞれにカウンターが設置されていることから、その差については、交流スペースやトイレ等の利用が考えられます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 歴史資料館については、目標の半分程度ということですね。まだまだ市内外に対してのPRも足りないと思いますし、今後、まだ努力が必要ではないかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、図書館は、目標に対しては2.5倍、また、森記念図書館の年間入館者数の4,000人に対しては、12.5倍ということで、図書館を建て替えるに至った当初の目的であります森記念図書館の老朽化、そして、立地条件の悪さが解消され、市民へのサービスの向上にはつながり、効果があったのではないかと考えております。

次に、2番目に移りますけれども、イコットは、図書館と天草地域の歴史資料館の展示を兼ね備えた複合施設であります。市内の児童生徒が校外学習として利用できる最適な施設だと思っておりますが、市内小・中学校で学校としてイコットを利用したのか、実績があるのか伺いたいと思っております。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。市内小中学校の利用実績につきましては、令和5年度は、市内小学校7校223名の児童が校外学習として当施設を利用しており、市の職員は、館内の案内や図書館の利用方法及び利用上の注意等の説明や、児童からの質問等に対応しているところです。また、市内保育園や市外の学童団体から、公園利用目的での来訪のほか、

中学校や上天草高校の職場体験の受入れも行っているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 校外学習として利用があったという答弁でありますけれども、図書館はもちろん見学をされ、説明等もされたわけなんです、その時2階の歴史資料館のほうも見学をし、天草の歴史の説明とか、天草の歴史に触れたというか、そういった実績というのは、どうでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。基本的に、学校がイコットを活用する場合は、学習目的として資料館の見学を計画されており、資料館の導入を含め、学校からの依頼に応じ、職員による資料説明等の対応を行っているところです。なお、低学年の利用は、資料の性質上難しい場合もございますが、その点についても、デジタル等を活用し、子供たちの興味関心を高める工夫がなされております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 分かりました。図書館を含め2階の歴史資料館のほうも見学をしたということで、確かに低学年に至っては、少し内容が難しい部分もありますので、そこは、説明だったりとか、また、少しでも天草の歴史に触れていただければ、それで目的はある程度達成できるのかなと思っております。

次に、3番目に移ります。図書館の利用者で、大人と学生の比率は分かりますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。学習スペース等の利用者及び閲覧のみの利用者は年代の把握ができないため、貸出実績での人数把握となりますが、よろしいでしょうか。開館日から令和6年8月31日まで貸出しを行った人数は、延べ7,422人で、このうち18歳以下が1,658人、22.3%。19歳以上が5,764人、77.7%となっています。なお、18歳以降の利用が少ないようにも感じますが、以前と比較し、5倍程度は増加しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 質問としては、学生の図書館利用の状況が把握できればということで、ちょっと質問をしておりましたけれども、18歳以下が22.3%、19歳以上が77%強ですか。人口比率から考えますと、妥当な比率かな、数値かなと思います。ちなみに、分かればいいんですけども、森記念図書館の貸出人数というのは分かりますか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。以前の令和3年10月1日から令和4年8月31日までということでお答えさせていただきます。18歳以下が325人で15.2%、開館後約5.1倍に増加しております。19歳以上が1,820人、84.8%で、開館後は3.2倍に増加しているところです。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 森記念図書館と比較した場合に、学生の利用率が15.2%から22%に増えたということは、やはりその場所が立ち寄りやすくなった点もありますし、新しいということもありまして、伸びたのではないかと思います。何といても、総貸出数が前の図書館から比較すると大幅に伸びておりますので、図書館の利用は順調にいつているのではないかと考えられます。

次に、質問4に移ります。1階の交流スペースの利用状況と、これまでその交流スペースで開催をされた展示や体験教室等の実績、そして、今後の予定を伺いたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。イコット1階の交流スペースは、休息や学習、テレワーク、語らいの場のほか、フラワーアレンジや手芸等の各種教室、研修会や生け花展示等に利用頂いており、令和6年2月からは、幼児向けの遊具を設置し、ファミリー層の利用も増えております。また、交流スペースの壁面につきましては、墨絵や鉛筆画等の展示も行われていたところです。

今後の計画といたしましては、9月28日土曜日、29日日曜日にイコット開館1周年記念イベントとして、アクセサリーづくり等の体験教室やバルーンアート、生け花スピーカーの展示等を行う予定でございます。また、10月26日土曜日には、上天草市商工会会員の各事業者が講師となって行うワークショップ上天草まちワクの開催も予定されているほか、スマホ教室や英会話教室等の実施も計画されております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 昨日、文教厚生常任委員会の委員会がありましたので、ちょっと昨日の帰りにもイコットに立ち寄って、一回りしたんですけど、1階の交流スペースには、男性の方が1人椅子に座って何かパソコンを打っておられました。あと、女性の方が2人で何か談話をされておったような状況で、なかなかこの交流スペースそのものを有効にまだ利用できていないのではないかなというような気がしました。ちなみに、年間の交流スペースの利用率というのかな、使用率というのかな。分かりますか、年間にどのぐらい利用されたというのは。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。先ほど申し上げたとおり、一般の来客者も使用しており、利用率の算出は難しいことから、イベント等での利用回数や日数でよろしいでしょうか。イコットの開館以降に、交流スペースで行われたイベントにつきましては、24回、現在まで53日使用されております。併せてパネル展示等につきましては、5回で96日間実施されているところです。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 交流スペースは、やはり当初の目的でもあります交流を深めることが、その場所で当初の1番の目的だと思いますので、今後も、交流スペースで様々な催しを行

っていただいて、1人でも多くの市民の方に足を運んで頂ければ、当初の目的を達成することができるのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

交流スペースというか、図書館全体の基本理念として、多様な利用者のニーズに応えられるように、誰でも気軽に楽しく活動ができ、地域拠点、また、交流の場となり、情報が集まり発信できる場を基本理念とするということで当初の基本理念をうたっておりますけれども、その目的を達成するためにも、ぜひとも繰り返しになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、5番目の、同じような質問になりますけれども、2階の企画展示の開催実績と今後の予定を伺いたいと思ひます。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。2階の企画展示室では、開館から令和5年12月3日まで、描かれた島原・天草一揆、天草四郎の軌跡と題した企画展示を開催しております。また、歴史資料館内の歴史展示コーナーでは、開館から現在まで、島原・天草一揆史実と記録、藤田家文書の世界1、人の往来と管理の二つのテーマによるイベント展示を行っております。

なお、今後の予定といたしましては、令和6年9月28日から、元寇と大矢野史と題した企画展示の開催を予定しているところです。これは、今年が文永の役から750年に当たることから、元寇と大矢野町の武士である大矢野氏との関わりについて紹介する展示内容とする計画で、本市は元寇にゆかりのある自治体で構成する元寇ネットワークに参加しており、展示については、直接元寇の舞台となった長崎県松浦市から元寇船等の発掘遺跡の写真、資料等を提供していただくこととしております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 企画展示室を含めた2階の歴史資料館、先ほど答弁がありましたように、年間目標の2万3,000人に対して、8月末時点で、9月末時点ですかね。11か月で9,883人ということで、目標の半分程度にとどまっておりますけれども、入館料も無料で、利益を求める施設ではないものの、せっかくできた施設でありますので、1人でも多くの方に来館を頂きたいと思ひます。

1階の図書館は、市内住民がほとんどを占めると思ひますけれども、2階の歴史資料館におきましては、やはり市外の方が多くを占めると考えられます。そういった意味では、近隣のさんぱーや天草四郎ミュージアム、また、スパ・タラソ、ひいては、飲食店等への波及効果も、市外の方が来られれば期待できると思ひますので、そこら辺もよろしくですね、まだ企画展示も含めた中で運営の仕方を考えていただきたいと思ひます。これも、昨日、また寄ったときに2階も立ち寄ったんですが、企画展示室は、現在扉が閉まっておって、先ほど答弁にもありましたように、近いうちにまた展示をされるということなんですが、できれば、年間を通じて何かのそういった展示ができれば、より一層中が充実してくると思ひますので、これもよろしくお願ひしたいと思ひしております。

それと、正面玄関を入れて2階の展示室までの動線というか、何か分かりにくいということも聞いておりますので、1階入って交流スペース、そして、2階へと階段で上がっていくわけなんですけど、2階へ導く看板というか、なんていうんですかね。そういったのも考慮していただいて、動線もより2階に導くような対策も重ねてお願いをしておきます。

続いて、6番目の質問ですが、隣接する公園、子供の遊具が置いてありますけれども、その公園において、法面の緑化がはがれ、一部土がむき出しになっています。昨日も確認してきました。その箇所について、今後、改良の余地がないのか伺います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。本公園は、開設から利用者が多く、遊具利用者が通路ではなく、遊具付近の法面を行き来することにより、植生が育たず、一部土がむき出しになったことから、再度、張芝工を実施し、養生期を設けましたが、効果が得られていない状況でございます。また、クローバー等の張芝以外の植栽も試みましたが、夏場の暑さや雨不足等により、植生の回復に至っていないところです。今後、法面の崩壊が起こるなど、施設の利用や安全性に課題が生じる場合は、速やかに法面保護等の検討を進める所存です。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 皆さんも御承知のように、公園の遊具は、土日、祭日等は特に大変なにぎわいを見せております。夏場はちょっと今年の気候は暑すぎたので、少し減ったような感じもしますが、今後、暑さも和らいできますので、これからの季節はもっとも利用者が増えられると考えられますので、利用者が子供ということもありまして、法面を通るなどは、なかなか言っても、それを守ってもらうことは難しいと思いますので、長い目で見た場合に、維持管理とか考えたときに、何らかの対策は必要ではないかなと感じております。昨日も見たときに、やはり今年は、この暑さも影響しているのか分かりませんが、なかなか法面にクローバーが、一部はちょっと目立っておりますけれども、やはり法面ということもあって、雨で流されたりとか、暑さだったりとかで、なかなか生育がちょっと難しかったような感じもしますので、ただ、今後、地球温暖化で来年も恐らくずっと暑い年が続くのかなと思いますので、そこは、よくなんらか考えられまして、今後、対策のほうもよろしく願いします。お願いばかりになりますけれども。

続いて、7番目に移ります。市外からの入館者も多いと思われましてけれども、本市への波及効果ですね。どう捉えているのか伺います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。市外利用者につきましては、統計的に把握することはできませんが、道の駅上天草さんばーや天草四郎ミュージアム等の隣接施設の利用者及び観光客が来館しているように見受けられます。現在、館内に観光パンフレット等を配置し、観光情報や隣接施設情報、文化関係情報等を提供しており、今後は、デジタルデバイスを活用し、観光情報等のさらなる充実を図ります。

波及効果につきましては、本施設は文教施設であるとともに、立地面や宮津地区開発構想も踏まえ、文化や観光の情報発信基地としての機能を期待して整備した施設で、他施設との相乗効果による施設の利用率向上を図ることで、観光交流、人口交流の増加を図りながら、併せて市民の文化的な活動や生涯学習の機会を提供するなど、多くの機会を利用できる施設とすべく運営してまいり所存でございます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 市外から来られたときに、なかなか建物そのものがちょっとおしゃれな感じがして、図書館、今ちょっと建物もおしゃれで図書館というイメージをよそから来られた方々は、ちょっと思いにくいとか、また、図書館と分かって行っても、2階にそういった歴史の資料館があるというのは、なかなか車で走っていても目につきにくいし、分かりにくいのかなというところもあります。懸垂幕に熊本市内のほうから行った場合には、その歴史と書いてもありませんけれども、なかなか目が運転しとってそっちには行かないのかなと思いますし、もう少し市外からの入館者を増やすには、何らかのやはりPRの仕方、周知の仕方をちょっと考えたほうが良いような気もしておりますので、そこら辺もよろしくお願いします。

最後に、8番目の約1年経った状況の中で、これまで利用者から何らかの要望等はなかったか。また、課題や問題点はどうか伺います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。イコット開館から現在までの利用者からの御意見等につきましては、図書館の利用者アンケートにおいても、森記念図書館と比較し、立地がよくなり立ち寄りやすくなったという意見や、以前のように、2階ではなくなったので利用できるようになった等の意見を頂いております。また、社会教育委員会におきましても、図書館はもとより、すばらしい資料館ができ、この施設の良さを市内外に広めてもらいたい等の意見で、施設に対する期待感を含め、好意的な意見を多く頂いているところです。

運用開始後の課題や問題点で、図書館機能につきましては、利用者ニーズを把握した蔵書の充実を図る必要があります。計画的に蔵書数を確保していきたいと考えております。

次に、歴史資料館については、藤田家文書等の膨大な資料を抱えておりますが、その活用を図るための、学芸員の確保が難しく、活用への取組を推進する体制が整っていないことが挙げられます。

次に、共用施設の活用につきましては、市民の文化活動や集いの場として活用を想定してはいますが、宮津地区将来構想の目的を踏まえ、まだ市民にその良さが浸透していないことが課題と考えており、市民が利用したいと思える居場所づくりに取り組む必要がございます。今後は、これらの問題や課題解決に努め、本と歴史の交流館イコットの活用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 施設の愛称でありますイコットという文字には、行きたくなるよう

な場所と憩いの図書館という意味が込められています。イコットは多様な利用者のニーズに応えられるように、また、誰でも気軽に、先ほど言いましたように、基本理念としております楽しく活動ができ、地域拠点交流場となりうるよう、今後も運営のほうよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長のほうから御見解を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） いろいろな御提言を、まずは、感謝申し上げたいと思います。今はまだ施設が新しいので、ある程度来館者が期待できるかと思うんですが、課題はそのうちやはり見えてくると思いますので、今のうちに対策をとる必要があるとは思っております。

図書館のほうについては、まだ蔵書の充実が追いついていないので、今後、蔵書を充実させながらやる必要があろうかと思ひます。ただ、幸いに、いろいろやはりその図書館の充実には御協力を頂く方も増えて、企業版ふるさと納税を頂くようなそんな法人、もう具体的に言うと、辰巳商会様なんですけど、2年連続で本の進呈をいただいておりますし、有り難く大変思っております。こちらのほうは、何とか図書館の充実をしながら、やはり地元の児童生徒の勉強の場でもあってほしいと思うし、多くの方に利用できるように、ちょっと努力をしたいと思ひます。

それと、資料館については、前々から思っていたんですけども、この上天草全体として考えて、やはり歴史はほかの地域に負けないぐらいの歴史があるんですが、それをなかなか特に子供たちとか、次の世代に伝えていけてないんじゃないかなというちょっと思ひがあつて、あの資料館については、かなり充実したものになっていると思ひますし、特に、この天草四郎が登場します天草・島原の乱、戦いのあの時代についても、例えば、いわゆる反乱の一揆というのが何をもって何を考えながら天草各地を転戦して原城にたどり着いたのかとかですね。あるいは、それに対して、幕府軍が何を考えてどういう対応をしたのかとか、あるいは、反乱後に、じゃあ、天草がどうなったのかとかですね。やっぱそういう歴史をもっともっと深掘りしながら伝えていくことは絶対必要だと思うんですよ。その戦いだけではなくて、蒙古襲来巻も展示してありますけど、その元寇に対してどういうふうに天草の方々が、上天草の方々が関わったのかとかですね。あるいは、その藤田家の古文書から、やはり当時の生活の雰囲気とか、そういったのが出ているわけですね。そういったものについては、やはり教育施設なので、来場者にそれを丁寧に伝えるそういうツアーとか、その受入れ体制を整えて、もっともっと多くの人に来ていただきたいと思うし、もちろん地元の児童生徒には少なくとも年に1回ぐらいは見に来てほしいと思うし、あるいは、観光客の方も、団体で希望があれば、そういう説明をするツアーを計画したりとか、私は、もう全然いけるかなと思っております。

最後に、交流スペースは、やはり手軽に交流スペースとして活用できるように、使用制限を設けておりません。飲食も当然可能になっていますので、私は、当初の目的どおり、季節が良くなれば、いろんな方に来ていただけるので、やはりキッチンカーなんかも来てもらって、手軽にあそこに家族、友人が触れあえるような、そんな空間にしていく必要があると思ひているので、も

う今夏場で非常に厳しいですけど、今後、活動ができるような季節になれば、積極的にそういう環境を整えて、多くの人たちが来ていただけるような、そんな図書館になればと思っていますので、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 市長の前向きな答弁を頂きまして、大変ありがたく思います。今後に期待をしながら、2番目の質問に入りたいと思います。

国道266号線の拡張についてということで挙げております。場所を絞っての質問になりますが、国道266号線は、工事そのものは熊本県の工事になりますけれども、そこら辺は答弁できる範囲内で答弁頂ければ結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問1、3号橋と4号橋間のカーブ、皆さん頭で想像していただければと思いますが、この箇所について、これまで市に寄せられた意見や要望等はなかったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願ひいたします。お答えします。御質問の3号橋と4号橋の区間のカーブにつきましては、これまで市民から寄せられた御意見等はないものと認識しております。しかしながら、市民の代表であります市議会議員の皆様から一般質問で質問を頂いているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 皆さん御承知のように、3号橋を渡って4号橋までの間が、今、道路幅というのは、片側で3.5メートルということなのですが、あそこのカーブのところは大変狭く、路側帯あたりが大変狭くなっている状況で、なかなか恐怖を感じるというような声を、運転手さんのほうからよく聞きます。添付書類のちょっと写真を見ていただきながら聞いていただければと思いますが、市としては、その箇所について、どのような認識を持っておられるのか伺います。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。市としましても、物損事故や人身事故が発生していることは把握しており、運転者からより道路幅が狭く見える視覚的効果や、速度を無意識に落とす効果があるドットラインなどの対策が道路管理者である熊本県により施工されており、注意が必要な通行区間であると認識しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 今、答弁の中で、道路幅を狭く見せる、視覚的に速度を無意識に落とす効果があるというドットラインというんですけれども、何年前だったかな。あそこで数年前に事故があって、私の中学の一つ先輩だったんですけれども、亡くなっております。その事故の後に、ドットラインを設置され、横の木を伐採されたりして、事故後、対策は講じられておりますが、対策というか、一応対策にはなるんですかね。それと、ついでに申し上げますと、龍ヶ岳町の大道で小学生の子供がひかれて亡くなったあの地点についても、ドットラインが設

置されております。そこも事故後に引かれたわけなんですけど、ただ、その大道の箇所と、この3号橋4号橋の間の箇所は同じドットラインが引かれていますが、道路の形態としては、全く私は違う形態かなと思っております。大道のほうは、カーブの半径も大きくて、そう曲がりにくいところでもないし、ただ、スピードは出やすいような感じはしますけれども、3号橋4号橋間はカーブの半径が小さくて、ちょっと曲がりにくい部分もあるので、事故が起きたのかなと思っておりますが、その場所においては、これまでの事故の発生状況というか、件数とか分かりますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。国道266号の3号橋から4号橋の区間についての事故については、道路管理者の熊本県及び上天草警察署に確認をしましたところ、過去6年間で、人身事故が7件、うち死亡事故が1件、物損事故、けがのない事故が、5年間をまとめでの参考数値で約30件が発生していることを確認しております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 5年間でトータルで約30件事故が発生しているということで、私も一般質問するに当たって、上天草警察署の交通課長さんとちょっとお会いしまして、いろいろお話を伺ったんですが、警察署としても、危険な箇所とは認識をしているということでした。また、警察署側の立場からすれば、本来ならば、もうちょっと安全な道路をつくってほしいというようなことも言われてもおりました。5年で30件ということは、1年で6件ぐらいあの場所で事故があっていることになるんですけども、あの場所に関して、県に対しては、要望は毎年行っておられるとは思いますが、具体的に、その要望の内容、あとは、その要望に対して、県はどのような見解を持っているのか、答弁をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。県に対しての要望内容につきましては、通行の見通しをよくするための国道沿いの樹木伐採、道路拡幅、歩道整備などの要望を行ってまいりました。また、天草地域国県道路整備促進期成会において、県及び県議会へ要望箇所の実現に向けて積極的な働きかけを行っているところです。

県の見解について伺ったところ、本区間につきましては、改良済みの区間であるものの、旧規格の道路構造であるため、一部の路肩が狭く、また、樹木により視距が悪い状況であると認識されており、対策としまして、令和3年度にカーブ区間の視認性を高めるため、道路中央部分に自発光式の道路鋸を設置されております。さらに、毎年、状況確認のための除草、樹木の伐採を実施しており、今後も新たな対策を検討していくとのことですが、本箇所は、雲仙天草国立公園の第1種特別区域であることから、対策の検討にあたり、環境省の許可要件等を県と整理していく必要があると伺っているところです。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 毎年要望等はされておられるのは分かります。ただ、なかなか先に

進まないというか、答弁にもありましたように、改良済みの区間ということで、なかなか県のほうも腰が重いのかなとは思っておりますが、添付した写真を見ていただければ分かるように、道路端の外側線から構造物のガードレールまでの幅というか、路側帯の幅といいますか、それが狭いところで、10センチとか15センチ。実際たったこれだけしかないんですね。

路側帯は、一体どのように道路交通法で定められているのかなと調べてみました。ちょっと紹介をさせていただきますと、路側帯は、道路交通法第2条で、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの、これ道路標示というのが外側線ですね、というのを定義しているということで、路側帯の幅員ですね、幅ですね。この幅が、公安委員会が路側帯を設けるときは、幅員を0.75メートル以上とするもの。75センチ以上ということですね。ただし、道路または交通の状況によりやむを得ないときは、これを0.5メートル以上0.75メートル未満とすることができる。ですから、50センチ以上75センチ、少なくともこれだけの幅は欲しいというのが、道路交通法上は決まっております。

先ほどの写真を見ていただければ分かるように、あの場所は大変狭いですので、今もう天草五橋が開通して58年ぐらいなるのかな。当初は交通量も少なく、車も今のように大型化ではなかったのかなと思いますけれども、通行料の償還も当初30年の予定が、10年で償還が終わりましたので、それだけ通行量が多かったということで、なかなか今は大型化の中で、離合するのもやはり大型同士だったらぎりぎりというような状況でありますので、カーブと車両の通行量、また、危険度ですね、事件の発生率等を考えますと、改良の優先順位とした場合には、私は、上位になくってはならないのかなと思うんですけれども、そこらあたりをもう少し市のほうでも、県に対して、あの箇所についての危険度をもう少し県に示しながら要望とかしていただければと思いますけれども、それに対しては、どのような御見解でありますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。熊本県においても、本区間は交通量も多く、また、天草地域の観光開発や産業活動を支援し、地域の緊急医療を担う重要な幹線道路であるとともに、地域の生活道路であると認識していると伺っております。本市としましても、重要な幹線道路であると考えており、単県要望や天草地域国県道路整備促進期成会の要望箇所として、地域住民が安心安全な生活が送れるように、熊本県に対し、整備促進や国土強靱化を目的とした要望活動を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 小西涼司議員。

○12番（小西 涼司君） 国道266号は、県の工事になりますけれども、場所が上天草市の管内ということで、やはりそれはある程度市のほうも危険な場所を一刻でも早く改良していただけることが、やはり市民に対してだったりとか、県民に対しての自治体の務めではないかと思っておりますので、今後も、引き続いて、県に対して強く要望を行っていただいて、一刻でも早く拡幅ができるようなことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 以上で、12番、小西涼司議員の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

○議長（桑原 千知君） 高橋議員が欠席、塩田議員が遅くなるということでございましたけども、もう今座っておりますので、御了承頂きたいと思えます。

○議長（桑原 千知君） それでは、引き続き会議を始めます。

3番、木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） おはようございます。会派研政クラブ、木下です。議長のお許しを頂きましたので、通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、住民健診についてと、高額療養費支給制度について質問いたします。

初めに、住民健診について質問いたします。現在、市は様々な住民健診を実施されておりますが、健診の一つであります特定健診の目的と内容はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 住民健診のうち、特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づきまして、40歳以上75歳未満の者を対象に、市民の健康保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣病の予防を目的として実施しているものでございます。この特定健診の実施内容につきましては、特定健診検査及び特定保健指導の実施に関する基準で、特定健診の主な検査項目が規定されておまして、身体計測、血液検査、尿検査等の基本的な検査項目と、貧血検査、心電図検査等の詳細な検査項目が示されているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 特定健診は、法令に基づき、内容については、基準に基づく検査項目を実施されていることを理解できました。

では、過去3年間の受診対象者、受診者数、受診率、県内14市の中での受診率の順位はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 過去3年間の特定健診の受診対象者数等についてお答えいたします。

まず、令和3年度でございますが、受診対象者数が5,270人、受診者数が1,815人、受診率は34.4%です。14市中の順位は10位でございます。令和4年度ですが、受診対象

者数4,972人、受診者数1,690人、受診率が34.0%です。14市中の順位は同じく10位です。

令和5年度ですが、これは令和6年8月27日現在でございます。受診対象者数4,736人、受診者数1,652人、受診率が34.9%です。順位のほうは、まだ未発表でございます。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） ただいま部長から受診率等の答弁がありました。受診率が県内の他市町村と比較し、非常に低いように感じました。

次に、年齢別の受診率についてですが、令和5年度の10歳区切りごとの受診率はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 特定健診に係る年齢別の受診率ですが、令和5年度、先ほど申しましたように、令和6年8月27日現在でございますが、まず、40代が26.2%、50代が29.2%、60代が34.8%、70代が39.2%、合わせまして、平均の34.9%になっております。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） ありがとうございます。次に、受診率向上に向けた対策についてお尋ねいたします。年齢別に見れば、特に40歳代の受診率が低い傾向にあるようでございますが、この年代にターゲットを絞った対策と全体の受診率向上対策は、どのように講じられているのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 年代別の受診率を見ますと、40代などの比較的若い世代の受診率が低い傾向に確かにございます。やはり健康に自信のある方がなかなか受けなくて、心配になった方が受けるという感じかなと思っております。

40代の受診率向上に向けた対策としましては、今年度から、特定健診、大腸がん検診及び腹部超音波検診の三つを集団健診で受診した場合のセット割引を新たに設定しております。これは通常2,700円のところを割引後1,000円ということで設定いたしまして、健診を受けやすい環境を整備したところでございます。

また、継続的な取組としましては、節目の年齢で、40歳、45歳、50歳、55歳の対象者に対しまして、特定健診の無料クーポンを配布して受診を勧奨しているところでございます。なお、全体的な受診率向上の対策としましては、集団健診実施前の受診勧奨通知の発送、それから、電話による受診勧奨、健診を受診した方に対してポイントを付与する健康ポイントの事業を実施しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 市では、受診率向上に向けて様々な取組を行っておられることは理解できました。

次に、対象者全員が特定健診を受診したと仮定した場合、いくらの自己負担額になるのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 対象者全員が受診した場合の金額ですが、令和5年度の受診対象者数が4,736人でございますので、これに1人当たりの自己負担額の1,000円を乗じまして、総額は473万6,000円となるところでございます。なお、この自己負担額は、がん検診などのオプションを含めていない金額となります。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） ただいま部長のほうから、仮に、対象者全員が受診した場合、自己負担額の総額が473万円程度と答弁がありましたが、全額市が負担しても大きな金額ではないように感じました。

最後の質問になりますが、この住民健診の無料化について検討されたことはあるのか。また、今後、無料化する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 特定健診の自己負担額につきましては、先ほど申しましたとおり、1人当たり1,000円としているところですが、これ実際の検査費用の10分の1にも満たない金額ではございます。議員が申されました無料化ですが、無料化を含めて、受診者の負担軽減につきましては検討を行っております。特定健診がスタートした時点では、自己負担金が2,000円であったんですけども、これを現在は1,000円にしております。また、先ほど、受診率向上に向けた対策にもありました節目の年齢者に対しましては、無料クーポンを配布して自己負担を無料としているところでございます。特定健診の全対象者に係る自己負担の無料化につきましては、国民健康保険事業の財政状況や、国保の特定健診対象者でない市民との公平性、また、受益者負担原則の観点から、今のところ無料化の予定はないところでございます。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） ただいま部長から、受益者負担の観点から無料化の予定はないという答弁がありましたが、この健診の目的は、市民の健康保持増進、疾病の早期発見、早期治療、生活習慣病の予防を目的に実施されているものであります。市民の皆様から、健診を受診して疾病が早期に発見され、早期の治療につながり役立ったという声を聞きます。住民健診の目的達成のため、また、受診率向上のため、財源の問題もあるかと思いますが、今後、自己負担額の軽減、できれば無料化に向けて取り組んで頂きますようお願いいたしまして、この件の質問を終わります。

次の質問に入ります。次は、高額療養費の支給制度について質問いたします。

高額療養費については、国民健康保険法の規定に基づき、療養の給付について支払われた一部負担金の額、または、療養に要した費用の額から、その療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、もしくは、特別療養費として支給される額、もしくは、第5

6条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が、著しく高額であるときに高額療養費が支給されます。また、同法施行令で、月間の高額療養費の支給要件と支給額が規定されておりますが、法の規定を読んだだけでは、少し分かりづらいところがありますので、かみ砕いての説明をお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 高額療養費制度は、議員がおっしゃいましたように、国民健康保険法第57条の2の規定に基づきまして、保険が適用された医療費の自己負担額を月ごとに計算し、合算額から世帯収入に応じて区分された自己負担限度額を控除した額を高額療養費として支給するものです。要は、医療費負担の軽減制度でございます。具体的な支給要件は、国民健康保険法施行令に規定されておまして、一般的には、まず、70歳以上の被保険者がいる場合は、70歳以上の被保険者について、被保険者ごとの外来診療費が高額療養費算定基準、これがいわゆる自己負担限度額ですけれども、これを超えたものを、まず一つ目の要件としております。

次に、一つ目の要件で残った分の医療費ですね。それを、一つ目の要件で支給される高額療養費を除いた分の70歳以上の被保険者ごとの外来医療費及び入院医療費を世帯で合算しまして、これが高額療養費算定基準額を超えたものが二つ目の要件となっております。

最後に、70歳以上の被保険者の先ほどの二つの要件から高額療養費を除いた残りの医療費と70歳未満の被保険者の2万1,000円を超える医療費を世帯で合計しまして、これが高額療養費算定基準額を超えたものとなるのが三つ目の要件でございます。

先ほどから出ております高額療養費算定基準額は、それぞれの計算におきまして、世帯の所得額等に応じて設定されておまして、高額療養費自体は、支給額は先ほど述べた三つの支給要件を合計した額となっております。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 大体のところは理解できました。では、令和5年度の支給対象件数及び支給件数については、どのような状況になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 令和5年度の高額療養費の支給対象件数は2,528件でございます。支給件数は2,077件となっております。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 年間に2,528件の支給対象件数があるということで、多いなという印象を受けました。

次に、受給者の傾向について、お尋ねいたします。受給されている世帯は、症状等によって、一概にどのような傾向とは言えないと思いますが、同一世帯の受給傾向をお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 高額療養費は、世帯ごとの自己負担限度額を超えて医療費の

支払いを行っている世帯が支給の対象となりますので、例えば、複数の医療機関を受診しまして医療費が高額となった世帯、また、長期入院により入院費用が高額となった世帯等が高額療養費を受給している割合が高いと考えられます。また、同一世帯における受給率については、令和6年の8月の支給分で調査しましたところ、受給世帯114件中、前の月も受給した世帯は26件でございまして、22.8%となっております。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 長期入院者と、それから、複数の医療機関を受診されている世帯が多いように受け止めました。

次に、未申請者への対応についてお尋ねいたします。

高額療養費支給制度は、あくまで申請主義であり、対象者から申請があつて初めて支払われるものです。一方で、未申請が存在することは、対象者が本来受給できるものができないことであり、何らかの対応が必要と思いますが、その対応がなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 高額療養費の支給に係る事務手続きにつきましては、支給の該当がある場合の初回においては、勧奨通知としての支給のお知らせ及び申請書を国民健康保険の世帯主に送付しておりました。ただ、その後の申請がなかった者に対しましては、現在のところ何も対応していなかったということです。今後は、再勧奨を実施するようにしたいと思っております。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 未申請者の解消に向けて、御努力をお願いいたします。

最後に、支払い制度の簡略化について提案いたします。

現在、高額療養費の申請については、国民健康法施行規則の規定に基づき、申請書に領収書など証拠書類を添付することになっております。高額療養費支給の通知は、数か月後に市から送付されてきますが、申請の際に添付しなければならない領収書が、保険の請求などほかの用件で使ってしまったたり、また、置き忘れなどしてなくしてしまったなどの場合、医療機関への再発行のお願いをしなければなりません。医療機関が複数にわたったり、遠方にあつたりなど、領収書の再発行手続きが面倒なところがあるので、何とか簡略化できないものかという市民の声があります。今年度は、子ども医療費の現物支給が県内の医療機関まで拡大され、子育て世代の皆さんにとっては非常に便利になりました。先ほど答弁があつた支給状況や市民の声を受けて、私としては、支給制度の簡略化をいち早く導入すべきと考えますが、執行部の考え方をお聞きします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 高額療養費の支給申請につきましては、国民健康保険法施行規則第27条の16の規定に基づきまして、現在、領収書の添付を求めているところでございます。これは、高額療養費の支給決定に係る審査におきまして、各医療機関からのレセプト情報と領収書を照合することで、支給額の誤りを防ぐことが一つ。それから、高額療養費が基本

的に本人が支払った額が対象でありますので、支払い済みであることを確認するため、領収書の添付を求めているところでございます。

支給制度の簡略化につきましては、支給手続の適切な事務の観点から、現行の方法を継続することが望ましいと思っておりますが、議員がおっしゃいましたように、申請者の負担も考慮する必要があることあることから、慎重に検討しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 木下文宣議員。

○3番（木下 文宣君） 令和7年度導入に向けて、御検討をよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、3番、木下文宣議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 10番、会派研政クラブ、西本輝幸です。議長のお許しが出ましたので、下水道事業について質問をいたします。

下水道事業は、旧松島町において、昭和50年度に事業着手し、平成4年4月から供用開始されています。供用開始から32年が経過し、この間、市では事業計画区域内の整備に取り組み、ほぼ計画どおりに整備が完了していると思います。そのような中、下水道事業の経営については、汚水処理経費を下水道使用料で賄うことができおらず、毎年一般会計から1億数千万円が下水道事業会計に繰入れられています。このような状況の中で、2050年度までには消滅可能性自治体として公表されていますが、下水道事業については、施設の老朽化に伴い、終末処理場施設や管路等の改修は避けては通れず、今後、経営基盤の強化や経営健全化の取組は重要課題であると思いますので、下水道事業の概要について、お尋ねをいたします。

まず、1点目に、現在の下水道計画区域面積及び整備率、区域内世帯数及び加入率について答弁をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしく申し上げます。お答えいたします。

上天草市特定環境保全公共下水道事業の全体計画区域は、松島町合津、阿村地区の188ヘクタールとなっております。整備済みの面積は、令和5年度末で、182ヘクタール、整備率は97%で、面整備についてはほぼ完了している状況です。区域内世帯数は全体で1,708世帯、合津地区は953世帯、そのうち加入済みは911世帯、加入率は95.6%。阿村地区は755世帯で、加入済みは645世帯、加入率は85.4%。全体での加入率約91.1%となって

いるところですが。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 整備がほぼ完了しているとのことですが、今後下水道を新たに整備する場合の条件というのは、どういうことが条件になっておりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 下水道区域外を新たに整備する条件としましては、開発等により、新たに下水道管を埋設する必要がある場合、まず、区域内に取り込む認可変更などの手続が必要となります。また、私道や法定外公共物に埋設する場合は、私道等の公共下水道設置要綱により、公道への接続義務や道路幅員、受益戸数などの条件があり、整備効果なども考慮し、整備することとしております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今の答弁で、受益戸数の条件は、どのような内容になっておりますかね。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 私道や法定公共物の利用者数が5戸以上であり、下水道が整備された場合において、5戸以上が下水道に接続することが条件となります。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 同じ下水道区域の中で、5戸以上の世帯数がなければ、下水道に加入できないというのは、私は不公平だと思いますので、この件につきましては、担当課と、また市長にも相談したいと思いますので、そのときは、市長、よろしくお願ひします。

次に、令和元年度から令和5年度までの過去5年間における下水道使用料の推移については、どうなっておりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。使用料の徴収金額ベース税込みで説明いたします。令和元年度は6,326万1,830円、令和2年度は6,805万9,313円、令和3年度は6,476万2,095円、令和4年度は6,482万7,549円、令和5年度は6,627万8,710円となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 下水道の使用料については、税込みで答弁されましたけれども、税抜きでの使用料は、5年間の使用料の平均は、1年間で約6,000万円ぐらいの収入になると思いますけれども、では、固定的な維持管理については、どのぐらいの支出になっておりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 令和5年度の運転管理委託料、汚泥の収集運搬及び処分費用、処理場等の電気料の固定的な経費に係る総額としまして、6,006万5,545円となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 過去5年間において、固定的な維持管理費を下水道使用料で賄って

おられますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 過去5年間でよろしいですか。過去5年間の固定的な維持管理費用について説明いたします。

令和5年度は5,820万9,211円、令和2年度は5,830万3,534円、令和3年度は5,607万865円、令和4年度は5,697万7,805円、令和5年度は6,006万5,545円となっております。さきに述べました使用料と比較してみますと、固定的な維持管理費用を全て下水道使用料で賄っております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今後は、またさらに人口減少も見込まれますし、施設の老朽化も進む中で、厳しい運営状況になると思いますので、運営努力をしてもらうように要望して、次の質問に移ります。

次に、令和元年度から令和5年度までの過去5年間における下水道加入者世帯の人口推移について質問します。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。下水道への加入者の人口の推移について説明いたします。

令和元年度は3,777人、令和2年度は3,778人、令和3年度は3,693人、令和4年度は3,666人、令和5年度は3,653人となっております。今後も、市内の人口減少に合わせて区域内の加入者人口も減少するものと考えております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 答弁の中で、令和2年度から5年度までの4年間で100人ぐらいもう減少していると思いますけれども、この人口減少に伴う使用料の減少も見込まれますので、100人ぐらい減少しても、今後の一般会計からの補助は見込まれますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 下水道事業への一般会計からの繰り出し基準につきましては、毎年、総務省から基準が示されており、本市においても、この基準に沿って繰り出しを行っているところでございます。ただし、現状としまして、今年度実施している不明水の調査や、数年に一度実施する事業計画の見直しなど、国庫補助対象外事業を実施する際には、料金収入では賄えないため、基準外の繰入金をお願いしているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 基準外の繰入金というのは、一般会計からの繰入金ですかね。そうですね。分かりました。

次に、下水道加入促進は、どのように計画されているのか、答弁をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。下水道への加入促進につきましては、整備区域を

順次拡大し、下水道が整備された時点で、その都度、地区説明会を開催し、加入促進を行ってまいりました。平成23年度で管路の整備はおおむね完了したため、地区での説明会等については、その後開催しておらず、昨年度までは広報等により加入を促してきたところでございます。今後は、引き続き、広報等での加入の周知に加え、未加入世帯への戸別訪問の実施を計画し、加入促進に取り組んでいくこととしており、今年度は、7月に全ての未加入者への戸別訪問を行ったところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今の答弁で、7月に戸別訪問を実施されたということですが、未加入者の理由としては、どのような理由があるのか。また、単独浄化槽と汲み取り槽の内訳は把握しておられますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 未加入の理由としましては、初期費用や排水設備の改築に費用がかかること、ひとり暮らしや高齢であることなどの経済的な理由が多かったところでございます。また、施設の排水処理方法としては、単独処理浄化槽が31件、汲み取り槽が91件となっており、未加入世帯では汲み取り槽が多い結果となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今の答弁の中で、合併単独浄化槽が31件、汲み取り槽が91件ということで、合計しますと、122世帯が加入されていない状況ですが、加入促進のために、単独浄化槽や汲み取り槽から下水道へ転換する場合の補助金制度はありますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 下水道へ接続する方が住宅リフォーム支援事業を利用して水洗化を行う場合、工事費用に係る10分の1、上限20万円を補助しております。また、下水道へ接続する費用を金融機関に融資あっせんを行うとともに、その融資を受けた者が融資金を完済した場合、利子補給を行っているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 補助金はあるとのことですが、では、下水道に係る補助金の利用者は何件ぐらいありますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 補助金ですか。

○10番（西本 輝幸君） 補助金の利用者は何人ぐらいですかね。

○建設部長（岩永 裕一君） 利子補給ではない。

○10番（西本 輝幸君） 利子補給でよかです。

○建設部長（岩永 裕一君） 利子補給の制度を使っておられる方は、今まで供用開始をしてから、まだ0件でございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 利子補給の利用者はないということですので、もう少し補助金の制度を、もう少し具体的に周知してもらって、なるだけこの補助金を利用してもらうように要望して、次の質問に移ります。

次に、下水道供用開始から32年が経過していますが、各施設の整備の耐用年数は何年になっていますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。下水道施設の耐用年数は、下水道施設の改築をする際の国庫補助対象となる経過年数を基準としております。この基準は、施設の種類や仕様ごとに細かく分類されており、分類ごとに耐用年数が決められております。耐用年数につきましては、管理棟や処理施設のコンクリート製の躯体は50年、塗装や防水は10年、ポンプなどの機械設備は15年、受変電設備は20年、計装機器は10年、下水道管路施設は50年、車道部のマンホール蓋などは15年となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 管理棟の更新のこともお聞きしましたけれども、この管理棟は処理施設のコンクリート製の躯体、下水道管路の施設は50年で、耐用年数はまだあと18年ぐらいありますけれども、ほかに分離されている施設で耐用年数を経過しているものは更新されていますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 電気機械設備につきましては、平成25年度より現在まで、随時改修を行っており、管理棟については、耐震改修を施工しております。管路施設についても、これまで事前調査をもとに、長寿命化計画やストックマネジメント計画を策定し、管更生やマンホール更生、取り替えを実施し、長寿命化を図っているところでございます。直近では、平成30年度に水処理施設移置、令和2年度に管理棟耐震工事、令和4年度から5年度に管理棟と汚泥棟の耐震工事を実施しております。

今後の予定としまして、令和6年度から8年度まで水処理施設移置、令和9年度から10年度まで受変電施設、令和11年度から12年度で自家発設備の改修を予定しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今後も改修工事を予定されておりますけれども、耐用年数を超過しない状態で、補修工事等を行う場合には、補助金の対象となりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 基本的には、耐用年数を経過しなければ国庫補助の対象にはなりません。しかし、現在は、国が補助の採択要件としておりますストックマネジメント計画の策定時に、耐用年数の経過以前に保全をすることで、施設の長期間利用が見込まれる施設については、耐用年数経過以前でも、補助事業の対象となっているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今後、補助事業を有効に活用していただいて、健全な運用ができませんように要望して、次の質問に入ります。

次に、令和3年度以降の改修工事及び修繕費の総額はいくらになりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。国庫補助を活用した施設改修の実績としまして、令和3年度は3,217万1,939円、令和4年度は4,545万9,211円、令和5年度は1億4,644万6,000円、合計で2億2,407万7,015円となっております。

単独費用で実施した修繕の実績としましては、令和3年度は659万6,778円、令和4年度は730万7,374円、令和5年度は419万7,980円、合計で1,810万2,132円となっており、補助・単独での総額で2億4,217万9,282円となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） では、単独費用で実施された修繕の財源は、下水道収入からの支出ですかね。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 単独費での財源は下水道収入から支出をしております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 分かりました。

次に、今後、終末処理場や管路等の改修工事や老朽化に伴う経営改善に向けどのような対応をされるのかをお尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。処理場施設や管路の改築改修につきましては、一定の条件を満たせば、国の補助制度が活用できますが、処理場の機器などの維持管理や修繕については、基本的には単独費での対応となります。補助金の交付率につきましては、下水道施設に係るものは55%、管路施設や処理場、管理棟などは50%となっております。また、補助の残額については、下水道事業債及び過疎対策事業債を活用することで、起債額の50%から70%が交付税措置されております。現在、補助要件にもなっております処理場及び管路施設のストックマネジメント計画の策定を行い、改修や予防保全等の工事を実施する場合、国庫補助金を活用し、最低の投資で長期間施設を利用できるように事業に取り組んでいるところでございます。この計画により、事業を実施することで、劇的な経営改善とはなりません、経営を圧迫することがないように、有利な財源を有効的に活用し、事業を進めていくこととしております。

また、平成5年9月に改定した下水道経営戦略計画の反映や下水道使用料の改定の必要性につきまして、定期的に議論を行い、経営改善へとつなげていきたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 西本輝幸議員。

○10番（西本 輝幸君） 今の答弁で、下水道経営戦略計画とは、どのような計画ですかね。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 上天草市の下水道経営戦略計画は、平成29年に策定をしております。令和5年度に改定し、現在運用しているところでございます。計画の内容としましては、下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画であり、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した計画となっております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 今から下水道収入も減少していくと思いますけれども、今後、人口減少が進む中で、収入と支出が均衡する計画というのは立てられますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 経営戦略計画は、策定後も経営の取組の進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果と社会情勢を踏まえた定期的な見直しを行うことから、収入と支出についても均衡する計画を策定することは可能であると考えております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 人口が減少しても、収入と支出が均衡できるという可能性があるということですので、努力をして頑張ってもらえればと思います。

次に移ります。広域連携の取組について、どのように考えておりますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。下水道事業の広域連携につきましては、特に、下水道区域内の人口減少や財政的な制約がある場合において非常に有効な対策であると考えております。

熊本県では、令和4年3月に、持続可能な汚水処理施設の事業運営を推進するため、熊本汚水処理広域化・共同化計画を策定し、熊本県内を7ブロックに分割し、ブロックごとで広域的な連携メニューに取り組んでいるところでございます。本市は、天草ブロックに位置づけられ、ハード面の広域化・共同化連携メニューにつきましては、地理的な要件から取り組むことは難しいため、今後は、事務の共同化等のソフト面に絞って他市町と連携し取り組んでいくこととしております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 事務の共同化等ということは、どのような内容ですかね。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 災害時に連携を図る下水道のBCP連携協議会や処理場で使用する薬品の購入のコスト削減を図る維持管理業務の共同発注などを見込んでいるところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 令和3年の12月議会の一般質問の答弁で、下水道施設の広域化、集約化の協議を、本市においても、31年度から実施しているとの答弁がありましたけれども、広域化については、どのような協議がなされ、その進捗状況は、どうなっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 平成31年度から、天草地域において、どのような課題があり、どの項目に取り組むことができるのか。ハード・ソフトの両面から協議を行い、その結果を踏まえ、熊本県がさきに述べました熊本汚水処理広域化・共同化計画を令和4年度に作成したところでございます。現在は、天草ブロック広域化・共同化計画協議会の設立に向けて、2市1町の職員合同研修、情報共有等を実施しており、可能性がある事務の共同化等の協議について、引き続き取り組んでいくこととしております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 広域化については、まだ進んでいない状況だと思いますけれども、この広域連携については、大変厳しい案件だと思いますが、熱意を持って取り組んでもらえればと思います。

次に、上天草市は2050年度までに、若年女性人口が半減する消滅可能性自治体として公表されていますが、2050年度までの人口減少による加入世帯数と人口はどのように推移していきますか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。消滅可能性自治体とは、2024年4月に有識者からつくる人口戦略会議が2020年から2050年までの30年間で、若年女性の人口が50%以上減少する自治体のことを定義されております。

人口戦略会議の資料によりますと、本市の人口は2020年で2万4,563人、うち若年女性人口が1,605人となっていたものが、2050年では人口が1万1,669人、うち若年女性人口が605人と推計されており、比較すると人口で1万2,894人、うち若年女性人口が1,000人の減少となっております。令和5年度末の本市のデータは、総人口が2万3,955人、下水道区域内人口が4,012人、うち水洗化人口が3,653人、下水道区域内世帯数が1,708世帯で、うち接続世帯が1,556世帯となっております。2050年度の上天草市の総人口が1万1,669人になった場合、下水道加入世帯や加入人口の数を推計することは困難ではありますが、現在よりも大幅に減少すると想定しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） 2050年度までに総人口が1万1,669人と推計されている中で、人口減少や耐用年数を経過した処理施設、管路などの劣化は避けては通れない状況になると思いますが、下水道行政をどのように見据えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） 下水道事業の目的は、公衆衛生の向上、環境保護、生活環境の改善など、環境の維持管理が図られ、地域社会の健康、安全、環境保護に資することを目的として事業が実施されております。今後、人口減少や老朽化する施設に対し、下水道事業を継続するためには、一つとして、計画的な維持管理として、長期的な視点で施設全体の老朽化状況を把握し、優先順位をつけて点検・修繕を行うことが必要になります。

次に、予防保全の強化として、劣化が進む前に予防的な保全を行うことで突発的な故障や事故を防ぐことが必要になります。

次に、効率的な運営として、自治体が連携して下水道施設を運営することで、コストを削減し、効率的な管理が可能となります。

次に、財政の健全化として、使用料の適正化や経費の見直しを行い、収支のバランスを保つことが必要となります。このような取組により、下水道事業の運営を行っていく必要があると考えております。また、併せて下水道事業の継続に対する国の方針、PPP、PFIや、他市町の状況を注視しながら、今後の下水道行政については、継続的に協議検討をしていきたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） いろいろ部長から答弁がありましたけれども、では、市長にお尋ねをいたします。人口減少が進む中で、建設部長の答弁を踏まえて、将来的な下水道事業については、どのように考えておられますか。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 部長から答弁があったところと重複をいたしますが、生活環境の維持のためには、やはり必要不可欠な事業でございますので、これからも維持をしていかなければならないと思っておりますが、御指摘のとおり、老朽化に伴う更新需要の増大など、やはり様々な課題が発生するものというふうを考えております。

以前の一般質問でもお答えいたしましたけれども、そもそもこの32年前にスタートした下水道事業は、3割の行政負担を前提として、そもそも計画をされております。ですから、加入率が、仮に、100%となっても、やはり3割は一般財源から持ち出しをするということが一つの前提になっておりますので、余りにも過度な支援で、いわゆる加入者を増やしても、かえって経営を圧迫するというようなことにもなりかねないです。そういった意味では、なかなか難しいところもあるんですが、現実的に考えると、この加入者というのは、上天草の人口の約1割です。残りの9割は、いわゆる浄化槽を使用されています。浄化槽の管理料金と下水道の負担金を比較すると、やはり正直言いますと、浄化槽のほうの維持管理費用が高くなっておりますので、この中長期的に考えれば、やはり下水道の負担金も、浄化槽と余り変わらないぐらいの負担をしていただかなければならない計画になっていくんじゃないかなというふうな思いでおります。

もう一つは、やはり下水道のこの区域を、これまでちょっと拡大路線でやってきたんですが、やはり維持管理のことを考えると、コンパクトにやっていくという考え方もないと、維持管理費

を抑制するというのは難しくなってくるのかなと考えているところです。

今後も、国の方針、あるいは、同規模の下水道事業を経営するほかの自治体の状況とか、そういったのも参考にさせていただきながら、適正な事業の経営に向けて、効率的な運営を目指してまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 西本議員。

○10番（西本 輝幸君） もう何回も言うようですが、2050年度までに、総人口が1万1,669人と推計されている状況の中ですので、今後は、将来を見据えた持続可能な政策を要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、10番、西本輝幸議員の一般質問は終わりました。

いかがですか、引き続き。休憩しますか。10分間休憩は入れますか。いいですか。

引き続き、会議を開きます。

9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 9番、日本共産党、宮下昌子です。

通告に従い質問をいたします。

まず、熱中症対策についてです。今年の夏は本当に暑い日が続いています。これまでで最も暑いと言われた昨年の夏以上に暑くなっています。その原因は、地球温暖化や春まで続いたエルニーニョ現象の影響で、地球の大気全体の気温がかなり高くなっていること、さらに、太平洋高気圧の勢力の強まりや、偏西風の蛇行で上空に温かい空気が流れ込んでいるといった条件が重なっているからだそうです。連日、熱中症警戒情報も出ています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33度以上になると、気象庁と環境省が発表するアラート情報です。2021年4月28日より全国で運用を開始しています。2024年4月24日からは、暑さ指数が35度になると、さらに強い警戒、これは最大級の警戒ということですが、これを呼びかける熱中症特別警戒アラートが新設されています。これは、死者が増加する恐れがあるということです。市の防災無線でも、連日、熱中症で救急搬送が増えていると熱中症に注意するような放送もされております。

そこで、本年、熱中症で救急搬送された件数についてお伺いをいたします。できれば年代別で教えてください。また、昨年と比べて、増えたのか減ったのかも併せて分かれば、よろしく願います。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 天草広域連合消防本部に上天草市内の熱中症と思われる搬送者数について確認したところ、令和5年5月から10月中旬までにおける搬送者数は39件でございました。それから、令和6年度は、5月から9月1日までですけれども、42件ということで、既に昨年の数を上回っております。

年代別におきましては、令和5年度が、65歳以上の高齢者が27件、18歳から64歳で11件、18歳未満は1件となっております。それから、令和6年度ですが、65歳以上が28件、18歳から64歳までは10件、18歳未満は4件となっております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 今、答弁頂いたように、やはり昨年よりも救急搬送の数が増えております。ただ、65歳以上の高齢者の数は、27人と28人ですから、去年も今年も大体同じような数かなというふうには思うんですけども、まだ暑い日が続いていますので、今後も心配される場所ですけども、高齢者の方の令和6年、65歳以上が28人ということですけども、この高齢者の方のちょっと事前に担当課でお聞きしたら、屋内で16人、屋外で12人の方が熱中症になられたということを知ったんですね。屋内が屋外に比べたら多いんですよ。それで、屋内でその方たちがクーラーを使用されていたのかどうなのかっていうのは、ちょっと分かりませんが、高齢の方では、やはり外だとかなり暑いですからそうかなと思うんですけど、やはり室内においても熱中症になるっていうのは、やっぱり十分注意しなければいけないかなというふうに思います。

高齢者の方については、後でもう一度お聞きしますので、次に、クーリングシェルターについてお聞きしたいんですが、現在18か所に設置されております。この利用状況について、お伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） クーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法第21条の規定に基づきまして、先ほど宮下議員がおっしゃいました熱中症特別警戒情報発表時に、高齢者や事情によりエアコンの使用できない方々が、冷房の効いた空間に避難し、熱中症による健康被害を防ぐことができるように、あらかじめ指定しておくというものです。今年度につきましては、この熱中症特別警戒情報がまだ発表されたことがありませんので、クーリングシェルターとしての開放は行っておりませんので、利用状況については、現時点ではないということです。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 利用状況はゼロということですけども、この特別熱中症警戒アラートじゃなくて、熱中症特別警戒アラートが発表されたときということなんですけれども、これは、この特別警戒アラートが発生しないと利用できないんでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） クーリングシェルターとして指定されている庁舎等の施設に関しましては、この特別警戒情報の発表の有無にかかわらず、庁舎は開いていますので、そこについては、立ち寄っていただくことは可能だと思っております。ただ、クーリングシェルターとしては開けていないということですね。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 設置されている18か所っていうのは、主に公共施設になるんですけども、そこは大体普段から開いていますので、特別警戒アラートが出されなくても、そこに涼みに来ることはできるということですよ。広報の7月号にも、クーリングシェルターのこ

とが載せられております。設置しましたということで、ここにもやはり特別警戒アラートが発表された場合ということで書いてあるんですけども、そうじゃなくて、これだけ暑い暑い毎日ですけども、特別警戒アラートというのは出てないんですよ。だから、この特別警戒アラートが出されなくても、皆さんどうぞ利用してくださいっていうことを、一言ここにコメントを載せるべきだったんじゃないか。これを読む限りは、この特別警戒アラートが発表されたときでないと利用できないようなふうに取り扱いますので、そこは、ちょっと書き方を工夫していただいて、いつでも利用できますというようなことは、皆さんにお知らせすべきじゃないかなあというふうに思います。

あと、私は、月に1回、天草市の新和町のほうにちょっと用事で行くんですけども、公民館に行きます、利用します。天草市のほうは、公民館もこのシェルターの施設になっていて、玄関の外側にのぼりが立っていて、誰が見ても、通る人が見ても、ああ、ここはシェルターなんだなっていうのがすぐ分かります。しかし、上天草市の場合は、昨日も帰りにイコットに寄りまわりましたが、そこも施設に指定されていますが、玄関を入った中にしかのぼりはありませんでした。外にはないので、ここの施設はこのシェルターですよっていうのが、皆さんが見ても、通る人が見ても分からない。支所もそうです。龍ヶ岳も姫戸の支所にも表に出てませんでした。だから、これのぼりはあったので、のぼりはあるんですけども、それは、市民の皆さんが目につくようなところに、表に立てるべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 一応、のぼりにつきましては、この発令があったときに、皆さんに分かるように外には出すようにしてるんですけども、そのような御意見もあるということですので、ここはちょっと検討したいと思っております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○10番（宮下 昌子君） 特別警戒アラートは、こっだけ毎日毎日暑いって皆言って、救急搬送されている人が何十人もいらっしゃるのに、これがなくてもどうぞっていう形にするためには、やっぱり特別じゃなくて警戒アラートはもう毎日出てるわけですから、普段からどうぞ利用してくださいってということで、のぼりは目立つようなところに、ぜひ、出していただきたいというふうに思います。

それと、現在18か所ありますけれども、全て公共施設になっています。例えば、民間の事業者さんとか、そういう方たちに協力いただいて、結構市民の方が利用するには遠かったりいろいろしますので、私はもっと身近なところにこういうシェルターもたくさんあったほうが、より利用しやすくなると思うんですが、例えば、公民館、それと、あと民間の事業者、そういう方たちに協力を得るようなことは考えておられないのか、お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） まず、地域の公民館などの活用については、当初、候補にはあげておりました。ただ、この発令があった場合、地域の皆さんだけではなくて、例えば、観

光客とか、全市民、そこにおられる方が入るといことと、そこをすぐ開けたり閉めたりする管理者が必要になりますので、その辺の課題もあるかなといことと、今回はちょっと見送っていたところとす。ただ、これにつきますしては、今後、これらの課題解決に向けて協議を進めてまいりたいと思っております。

それと、民間につきますしても、もちろんあったほうがよろしいので、今年は最初でしたので、まず、確保するために公共施設を指定しました。今後、民間の方にも協力が得られれば、拡大していこうとは思っております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） やはり身近なところにあるほうが行きやすいんですね。特に、高齢者の方たちが多いかなといふうに思うんですけども、それで、公民館などはいつも開いていませんけれども、各地区に自主防災組織があるじゃないですか。自主防災組織は何のためにあるかといのを考えれば、この熱中症も暑さといのでも災害だと思ふんですね。やはりその災害を防ぐためとすから、自主防災組織を活用してお願いするなり、そういうことでもっと身近なところの公民館などにもシェルターを設置するといことは、ぜひとも考えていただきたいといふうに思ふます。

次に、生活保護及び高齢者世帯のクーラー未設置状況についてとすけれども、高齢者と救急搬送されたのが、先ほども言いましたが、屋内のほうが多かつたんですね。それで、生活保護世帯と高齢者世帯でクーラーが設置されてない世帯といこと、状況は把握しておられるのか、お聞きします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） まず、生活保護者世帯のクーラー設置についてとすけれども、ケースワーカーが訪問した際に、目視及び聞き取り等を行っておりますして、令和6年9月1日時点での生活保護者、生活保護世帯数が114世帯とすけれども、そのうちクーラーの未設置は9世帯となっております。なお、高齢者世帯のクーラー設置状況の把握は行っていないところとございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 生活保護世帯で9世帯の方がクーラーがないといことなので、これは、もう遺憾に思ふますね。生活保護世帯については、いろいろ決まりがあつて、今は、生活保護世帯でもエアコンを設置する費用は補助ありますけれども、2018年4月以前のところには、それがないので、今でもこういう9世帯といこととがあると思ふんですけど、クーラーが設置していない世帯があるといことに対しては、どう考えておられますか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 宮下議員がおっしゃられましたように、今、新規に生活保護になられる方は、その時点でクーラーの持ち合わせがないときは支給することができるとすけど、以前からの方については、それはとございます。ただ、熱中症による健康被害が数多く報

告されている中、令和6年5月31日付で、厚生労働省社会援護局保護課から、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等についてという文書が届いております。その内容に沿いまして、設置を勧奨しているところがございます。この中では、一応、生活保護受給者の世帯におきましては、毎月支給される生活保護費のやりくりによって計画的に購入していただくということが基本ですが、これが困難な場合は、社会福祉資金を活用して購入していただくことが可能とされておりまして、今期も1件については、これを活用したケースがございましたので、エアコンを購入したいという相談があれば、こちらのほうを活用していただくようお願いしているところがございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） そもそも生活保護世帯というのは、やりくりできるような状況じゃないんですよ。そういうもう最低限ですから。だから、そういうところでやりくりをしろとか、社協からお金を借りて設置しろとか、そういうことは無理な話なんですね。それで、生活保護世帯には、冬季加算はあるんですけど、夏季加算というのがないですよ。だから、電気料も当然上がるでしょうし、これは国の制度ですから、国に対して、福祉課として、夏季加算もつけてほしいとか、クーラーを設置するためにやりくりしてやれじゃなくて、別にその設置する補助をしてほしいとか、そういう申入れをしていただきたいと思います。クーラーがない世帯って、部長の家はクーラーあるでしょう。クーラーがない生活考えられますか。考えられないですよ。もう朝起きてすぐクーラーつけますもんね。だから、クーラーがないところの世帯のことを考えると、やはりこれは、国に対してもうそういうふうには言わないかんし、市独自でできることがあれば、ぜひ市独自でそういう補助とかなり考えていただきたいというふうに思います。

それと、高齢者世帯については、把握していないということでしたが、これは、把握しようというふうには思われませんか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（前方 正広君） 高齢者世帯ですが、高齢者単独の世帯や高齢者夫婦のみの世帯は、市内に約3,400世帯ほどございます。これを全世帯について調査しまして、調査後も、また経過がどんどん変わっていきますので、なかなかちょっと困難であるかなとは考えております。ただ、うちの包括支援センターの職員等が訪問した際には、その辺のクーラーや部屋の温度がどうなってるかとか、そういうのは一応見ておりますが、全世帯ちょっと調査というのは今のところ困難かなとは思っております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） これは、考えれば方法はあると思います。民生委員さんは、毎月高齢者の世帯の方を見回りしておられます。知り合いの民生委員さんに聞いたんですけども、私たちにはすぐ分かりますとおっしゃいました。ここにクーラーがあるかないかとか、熱中症なんかは気をつけてくださいというようなこととお話をされてあるようですけども、民生委員

さんに確認すれば、すぐ分かると思います。それは、市として、そういう高齢者の方にクーラーがある、こんな暑いのにクーラーがないところがあるかなという、そういう何か調査をしてみようという考えに及ばないから、そんなふうになると思うんですけど、やはりこれは、福祉課としてすべきことだと私は思います。すぐ調査をしてみてください。民生委員さんは皆さん把握されております。よろしくお願いします。

高齢者の方たちで、クーラーがないところもあると思いますけれども、早急にこれは調べていただいて、確認をしていただきたいというふうに思います。

時間がどんどんなくなっていくますが、次に、小中学校の熱中症マニュアルについてですけれども、救急搬送者の中には、18歳未満が4人おられました。聞いてみますと、全て屋外で熱中症になられたそうですけれども、詳しく何歳かというのは分かりませんでしたけれども、学務課のほうに聞いたら、小中学生ではいなかったということですので、そういう答えを頂きましたが、小中学校としての熱中症に対する対策のガイドラインみたいなものはあるのかなのか。上天草市ではどういうふうになってるのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。よろしくお願いいたします。

小・中学校における熱中症対策マニュアルについては、まず、国が示している熱中症環境保健マニュアルや、日本スポーツ協会が作成している熱中症予防ガイドラインブック等を活用しているところです。また、直近では、8月29日付で、休業日明けの時期等における熱中症事故の防止についてを発出し、日本スポーツ協会が作成している熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストの活用等を促し、マニュアルの適正な運用を推進しております。なお、教育委員会は、各学校の暑さ指数の計測器を増大配付しており、基本的な学校活動の実施について、適宜計測を行いながら、暑さ指数が目安を超える場合は、活動制限の指導を行っているところです。

次に、部活動などでの猛暑対策につきましては、体育の授業については、気温が上がる4、5、6時間目の体育の授業の時間割の変更や、休息、水分補給の時間の確保、体育館使用時には、冷風扇風機等の使用を行うなど工夫を行っております。

また、部活動につきましては、夏休み中は活動を午前中に行い、2学期に入ってから猛暑が続いていることから、休憩、水分補給、冷風扇機の使用等の対策を行うとともに、暑さ指数の基準を超える場合は、屋外での活動を避け、室内でのトレーニングやミーティングを行っているところです。

このような取組を実施しているということで、市内の小・中学校の学校活動中における熱中症となった児童生徒の報告は受けておりません。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 住民の方から、夏休み中も部活動があっていたということで、こんな暑いときに部活動もせんといかんとかなってというふうなことをちらっと声を聞いたものですか

ら、今、いろんな対策はされているということでしたけれども、2学期も始まっていますが、まだまだ暑い日は続いていきます。地球温暖化ですけれども、毎年毎年暑くなって行って、本当にこの暑さ、また来年もまた暑くなるんじゃないかっていうふうなことも考えられます。もうこれが平常になっていくわけですよ。だから、この暑さ対策については、もうちょっと真剣に取り組んで頂きたいと思います。特に、弱者、高齢者や小さな子供たちに対する対策は、きちんとしていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたけども、高齢者の方のクーラーが設置してあるかどうかというのは、早急に調査をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。農業問題についてです。

物価高騰が続いています。原料価格の上昇や円安による輸入コストの増加などが原因だと言われています。特に、食料品の値上げは私たちの生活に大きな影響があります。先日、我が家に帰ってきた娘たちも、小さな子供を育てていますが、前は買物に行っても3,000円くらいだったのが、同じものを買っても、今は5,000円出さなきゃ買えないと嘆いていました。この食料危機は食料の6割以上を外国に依存する我が国の行く末を考えると恐ろしくなります。食料自給率は38%です。戦後直後は73%でした。その後、高度経済成長や国際貿易の発展に伴い、食生活が多様化してきました。農業人口や農地面積も減少し、農業生産力が低下し、食材も輸入に頼ることが多くなりました。こういう問題は国政の問題が大きいのですが、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは、私たちが生きていく上でとても大事なことだと思います。食料農業農村基本法の改正法が5月29日に可決成立しました。25年ぶりだそうです。この基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、新たに食料安全保障の確保を加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むことが盛り込まれています。具体的には、これから議論されるようだけれども、今の危機的な状況をどうするのか。食料自給率の引上げの目標はどうか。国内の生産力をどう高めるかなどというのがよく分かりません。一応、改正にはなりましたけれども、この改正について、上天草市としては、どう捉えているかについて、お伺いをいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○9番（宮下 昌子君） 時間がありませんので、簡単に答弁をお願いします。

○経済振興部長（本田 善生君） それでは、お答えいたします。食料農業農村基本法の一部改正する法律について、今議員のほうから説明がありましたので省かせていただきます。本市においては、令和6年3月に、市第3次総合計画を策定し、その基本施策の中に農林水産業を位置づけ、持続可能な農林業の振興を施策目標として掲げ、生産基盤の整備、担い手確保、就農支援、遊休農地の活用、就農支援などを主な政策内容として取り組むこととしており、おおむね改正法の整合性もとれているところでございます。

今回、農業の憲法と言われる改正法の成立は、持続可能な農林業の振興を推進していく上で、言わば土台となるものと捉え、本市においても、強く推進していくところです。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 計画にのっとしてということですが、少し細かく聞いてみたいと思うんですけども、上天草市の現状を知るためにも、まず、認定農業者数の推移を5年ごとに教えていただけますか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） それでは、お答えいたします。市認定農業者数の推移につきましては、家族経営等を1経営体とカウントした数を申し上げさせていただきます。合併時の平成16年は、141経営体、平成20年は156経営体、平成25年は138経営体、平成30年は130経営体、令和5年134経営体となっているところでございます。

平成16年から比較すると、平成20年の156経営体をピークに、それ以降は減少しているが、令和5年は7経営体の減少となっており、極端な落ち込みはなく推移しているものと思っております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） それでは、新規就農者数についてお伺いしますが、新規就農者数がどうなのか。また、新しく農業を始められた方たちは、今も継続されているのかについて、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 上天草市内で新たに就農した新規就農者の方を全て把握していないところですが、市が認定する認定新規就農者数については、平成25年度以降については把握しておりまして、年度ごとにばらつきがあるものの、計23名を認定しているところです。認定新規就農者の就農継続状況につきましては、全ての方が継続して就農されている状況です。また、新規就農者から農業経営を発展させ、さらに高い農業経営の目標が必要な認定農業者の認定を受けた方も、令和5年度末現在で8経営体9名となっており、上天草市農業の中核を担っていただいているところでございます。

新規就農者への支援については、50歳未満等の一定の要件を満たし、5か年の就農計画を市が認めた認定新規就農者について、就農開始初期の不安定な経営を支える目的で、年間150万を給付する国の事業に、当市でも取組み、新規就農者の支援を行っているところでございます。平成25年度の事業開始以降、令和6年9月現在までに23名に給付を行い、支援しているところでございます。また、市の単独補助事業といたしましては、就農直後の農業用機械等の初期投資に活用できる新規就農者支援補助金を整備しており、これまで9名の新規就農者に活用いただいているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 新規就農者も23名、23件ですかね。いろいろな補助もされているようなので、継続もされているということで、上天草市の農業にとっては、こういう新しくやりたいという方たちがたくさん出てこられることが発展にもつながりますので、これが、まず

ます増えていくような支援をしていただければというふうに思います。

次に、有機農業者ですけれども、健康志向の高まりや学校給食に有機野菜をとという運動の広がりも全国的にありますけれども、今、有機農業にも関心が高まっていると感じます。有機栽培は手間もかかり、収穫量も少ないなど大変なこともあります。現在、市内で有機農業に取り組む事業者の方を把握されておりますでしょうか。そして、もう一つ、市としての支援はどんなことがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） それでは、お答えいたします。農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全に効果の高い営農活動に対し支援を行う環境保全型農業直接支払交付金を活用している2組織9名が、687アールを取組面積として有機農業に取り組んでいるところについて、市は把握しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 有機農業者に対する支援とかいうのは、ほかの方と変わらないんですか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 先ほども申し上げました環境保全型農業直接支払交付金のほうを活用頂いて、事業のほうを行っております。それと、あと、認定農業者に認定頂ければ、市のほうの補助金等を活用できることになっております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 今、全国で学校給食を考える会という組織も立ち上がっています。給食の無償化と地場産有機食材の利用を求める署名などもしておられます。上天草市でもあったと思いますけれども、有機米や有機食材の生産供給体制の整備を支援してほしいというものなんです。有機農業に取り組む人たちが、私はもっと増えることが、子供たちの食の安全を守ることにもなると思いますので、上天草市でももっと増えて、学校給食にも取り入れられるようになることを願っています。

また、市としても、学校給食のことも考え、そういうような農業と一体にしたそういう政策も今後取り入れていただきたいというふうに思います。

次に、耕作放棄地対策についてですけれども、3月に、市長が施政方針において、農業部門でおっしゃいましたが、耕作放棄地の発生を防止する地域計画の策定を進めるということでした。

現状は、どんな対策をされているのか。また、今後、どうされていくのかをお伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 地域計画につきましては、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速するため、令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、現在作成している人・農地プラン

を法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来、10年後の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実施すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めることを目的として策定するものです。このことにより、地域の農地が適切に利用されるようになることで、結果として、耕作放棄地の抑制につながるものと考えております。

現在の進捗状況といたしましては、令和5年度末に、大矢野町を除く地区において計画案が策定され、今年度は、大矢野地区を6ブロックに分けて、現在、地域の話合いを行っているところでございます。年内に素案をまとめて、令和7年3月までに公告できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 今、部長の答弁では、耕作放棄地を抑制、もうこれ以上増えないようにするための策定ということが大体大きな目的だと思うんですけども、現在もう耕作放棄地になってしまったところについては、何か対策というのはあるんでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 対策といたしましては、先ほど申しました荒廃地を再生させるための補助金を、先ほど、10アール当たり1万円とかという話をしたところですので、そういうところでうちのほうが申請窓口になっておりますので、その対策を行っているところです。この地域計画とか、あと、中山間直接払制度とか多面機能の支払交付金制度等につきましても、区域を設定して耕作放棄地が発生しないような一応取組を行っているところです。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 耕作放棄地を抑制したり、今現在あるのをなくしていくようにするためには、やはり地域は高齢化で、もう畑をできないというような人たちが増えているので、やはり農業も若い人たちがどんどん入ってきていただいて、先ほどの新規就農者ではないですけど、若い人たちにやはり農業に携わっていただくような政策をしていかないと、耕作放棄地も減っていかないというふうに思います。今後の農業政策ですけども、先ほども言いましたけども、施政方針の中で、先ほど部長もおっしゃいましたけども、日本型直接支払制度を活用し、地域や農業者の自主的な取組を支援していくと、耕作放棄地については先ほど述べられておりますけれども、今後、農業の政策として、上天草市として、先ほど少し出てはきましたけど、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） それでは、お答えします。本市を取り巻く農業の現状については、稲作、花卉、柑橘、野菜、酪農、畜産との複合経営による生産が行われてきているが、高齢化の進展に加え、飼料や肥料の高騰など複合的な要因もあり、極めて厳しい状況下におかれています。こうした状況を踏まえ、本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を規定する基本的な方向性を示

す上天草市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を平成18年に策定し、随時見直しを行いながら運用しているところでございます。本構想における具体的な経営の手法としては、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業所得が主たる従事者1人当たりおおむね350万円以上を確保できるよう、経営体の育成や農業経営が農業生産の基幹となる農業構造の確立を目指すとともに、SDGs、ロボット化やAIなどDXを活用したスマート農業の推進など、持続可能な農業農村の実現を図ることとしております。本市の基幹産業である農業を初めとする第一次産業は重要なものであり、日本の食料自給率を引き上げるためには不可欠なものであるため、今後も、国や県、JAなど関係機関と連携した上で必要な施策を実施し、広く情報の発信を行うことで、新たに就農しようとする者に対し、情報の提供を行い、新規就農や認定農業者へつなげ、農業者の経営改善計画が達成することで、稼げる農業にできるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 先ほども言いましたけれども、日本の農業の衰退は、政府の政策によるものだとは私は思っています。今度の基本法改正においても、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した、今部長も答弁されましたが、AI、DXと横文字が出てきますけれども、スマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むというふうにあります。私も農家の生まれですが、小さな頃から、学校に行く前や帰ってきてから手伝いをさせられました。手伝いというよりか、一人の働き手としての当てにされていたのではないかとこのように思います。日本の農業は、家族経営など小さな規模の農家で守られてきたのではないのでしょうか。これまでも、また、今度の改正法においても、小規模や零細農家への光が当たっていないように思います。私の知り合いで、米づくりを今回でやめるといっている人がいるんですけども、天草市の方ですけれども、機械が壊れて新しい物を買うことができない。米をつくるのをやめて買って食べたほうが安いと言っておりました。田植機や稲刈り機は1年に1度しか使いませんが、壊れたら修理代や、また買い換えるのには相当なお金がかかります。そうやって耕作放棄地も増えていくのではないかとこのように思います。そういうところへの支援もすべきではないでしょうか。先ほどから、認定農家とか、新規就農者、そういう方たちへの支援は国もありますし、その辺には補助もあるというふうに思いますが、小さな農家の方のそういう機械が壊れたら、買い換えられないところへの補助はないように思うんですけども、そういうところにも、ぜひ支援をしていただいて、引き続き、田んぼや畑を耕作していけるような支援も、市独自として、していいのではないかとこのように思います。ぜひ、これからまだ策定していかれるというふうに思いますけれども、そういう小さな農業者にも光を当てる政策をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。中学校部活動の地域移行についてですけれども、地域移行については、2023年度から2025年度の3年間を改革推進期間として段階的に取組み、可能な限り早期に実現するものとされていますが、特に、生徒数の少ない地方では、なかなか進んでいないのが現状で

はないでしょうか。私も、ネットでずっといろいろ調べてみましたが、どこの自治体でも、はっきり言って、これは進んでいませんでした。進んでいる自治体があったらちょっと勉強してみようと思って、かなり時間を割いて探したんですけども、なかなか進んでいるところはないようでした。この地域移行になった場合、保護者の金銭的な負担や送迎の負担が増えることなどが予測されます。また、指導者を探すことも困難です。現在、市の現状はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。よろしくお願いいたします。

本市における中学校部活動の、休日における中学校部活動の地域移行の取組につきましては、令和6年2月に、上天草市中学校部活動地域移行検討協議会を設置し、令和7年度末まで、地域移行に向け検討協議を行っているところです。また、令和5年4月に、熊本県教育委員会が策定した熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画及び熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画に基づき、令和6年度中に、上天草市立中学校における休日の運動部活動地域移行推進計画及び上天草市公市立中学校における休日の運動部活動地域移行実施計画を策定し、地域移行が可能な部活動につきましては、早期に地域移行を行うこととして協議を進めております。

具体的には、休日の中学校部活動の地域移行を確実に進めていくにあたり、地域移行に係る業務を総括的に行うコーディネーターを配置する準備を進めています。なお、コーディネーターの役割は、中学校部活動の地域移行及び地域移行後の業務全般を専門的に行うもので、各中学校やスポーツクラブ等との調整業務などを想定しており、本市の学校教育や社会教育などに精通した人材を確保したいと考えております。

また、指導者につきましても確保が難しい状況にあることから、上天草市スポーツ協会や各関係団体と連携して、指導者の確保及び育成を行ってまいります。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） では、次に、この間熊日新聞の8月29日付けで、熊本市のアンケート結果が掲載されておりました。これを見ると、保護者は中学部活継続賛成が8割ということで載っておりましたけれども、上天草市では、このアンケートなどは実施されたのでしょうか。また、保護者や教職員、指導者などの意見をまとめたものがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。本年6月下旬に、中学校1年生の生徒及び保護者、小学5年生から6年生の保護者、中学校の教職員を対象に、休日の中学校部活動地域移行に係るアンケート調査を実施し、保護者等の意見を把握しており、全体の回答率は55.6%でございました。主なものとして、休日の部活動が地域に移行されることを知っているのかとの問いに、35.1%が知っているという回答し、64.9%が知らないという回答でござい

ました。また、休日の部活動が地域に移行することについてどう思うかとの問いに対しては、55.1%が賛成で、17%が反対、27.9%が分からないという回答でございました。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） 今回のアンケートは、保護者だけっておっしゃったですか。教職員とか全ての方についてということですね。今の結果で、移行するというのを知らないという人が半数ということなので、まだこれをちょっと皆さんが知って、どうなっていくのかっていうことで、皆さんが知れば、もう少しこの結果は変わってくるのかなというふうには思いますけども、アンケートでは大体賛成が半数ぐらいいらっしゃるんですね。私自身は、この地域移行については、良いのか悪いのかっていうのは、よくまだ自分で納得できない部分もあるんですけども、なかなかどこも進んでいないということですね。今後の方針ということでお尋ねしたいんですけども、これも宇土市の、今、議会中ですけど、宇土市でも議会で何か質問された方がいらっしゃって、そこの宇土市の回答は、2026年度夏を目標に、市立中全3校の部活動を統合した公営クラブを設立する予定だというふうに答弁されています。上天草市も生徒数が少なくなって、半分以上が運動部には所属していないというふうに聞いております。部活動に所属している生徒は、文化部を含めても6割ぐらいだということなんですね。この地域移行については、この3年間の改革推進期間の今ちょうど真ん中ぐらいではありますけれども、あと1年ちょっとですが、アンケートもとられて、実現するためにコーディネーターを雇用してするというので先ほど答弁されましたけれども、この後1年ちょっとですけれども、今後の方針はどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） すいません。先に、アンケートの内容につきまして、数字は教職員を含めたところの平均でございますので、教職員につきましては、基本的には賛成がほとんど93%で、保護者が大体中学1年生の保護者で32%が賛成、小学校5、6年生の保護者で39%程度となっておりますのでございます。

今後の方針についてなんですけれども、推進計画の案を作成してございまして、その中に記載してある部分を少し読ませていただきます。休日の運動部活動の地域移行については、少子高齢化による市内中学校の部活動の維持管理が困難となる前に、生徒の運動文化環境整備をするとともに、教職員の働き方改革に取り組むものでございます。また、活動においては、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、生徒の発育発達に応じた活動を実施することとし、実施においては、国のガイドラインや県の指針に基づき、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、適正な活動計画を作成の上、合理的かつ効率効果的な練習方法を積極的に導入した活動を行う必要がございます。なお、指導者は、生徒の健全育成に責任を負うとともに、生徒に健康やスポーツ、文化活動等の価値及びその魅力を伝え、将来にわたる健康維持増進と豊かなスポーツ文化活動等の実践へつなげる役割を持ち、地域指導者や兼業兼職の許可を得た教師等の確保と資質の向上を図る必要がございます。これが推進計画で、基本的に、国も県も市も同じような推進

計画の方針として大きな考え方でございます。今後は、アンケート等の意見も踏まえながら、検討協議会において審議を進め、推進計画及び実施計画に定めていくこととしており、基本的な方針については、休日の運動部活動が地域に移行した後も、将来的にわたり中学校の生徒がスポーツ文化活動を親しむ機会を確保したいというふうに考えております。

○議長（桑原 千知君） 宮下議員。

○9番（宮下 昌子君） この地域移行についてですけど、本当に先ほど言ったように、私自身も、これが本当にいいのか悪いのかっていうのは、よく分からないんですが、教師の負担軽減っていう目的もあると思うんですけども、この間小学校の先生にお会いしたら、部活動が移ったけども、結局忙しさは変わらないので、あれは何だったんだというようなこともおっしゃっていましたが、まずは、子供たちを最優先で考えていただければというふうに思います。

最後に、先ほどちょっと先を急ぎましたので、熱中症のところ、市長にお考えをお尋ねしなかったんですけども、私は、特に、この熱中症対策については、弱者ですね、高齢者とか子供たちをちゃんときちんとしなさいといけないというふうに思うんですけども、先ほど健康福祉部長の話では、高齢者のひとり暮らしや二人暮らしのところ、クーラーの設置状況も確認していないとおっしゃっていましたが、これは、私はゆゆしき問題だと思います。高齢者の方の命を守るために、早急にすべきだと思いますので、市長として、その辺について、最後をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 御指摘のとおり、実態の把握に努めたいと思います。

○9番（宮下 昌子君） よろしく願いいたします。まだまだ暑い日が続くと思いますので、このことに関しては、ぜひ、調査をしていただきたいということと、このシェルターについても、もう少し広げていただいて、皆さんが自由に行けるように、告知ももちろん、のぼりを表に立てる。皆さんには、防災無線で熱中症に注意しなさいって言うだけじゃなくて、こういうふうにシェルターを設置してますということで、御自由にお使いくださいみたいなことも放送の中に入れるべきではないかというふうに思います。ぜひそのことをお願いして、今日の私の質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、9番、宮下昌子議員の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月17日午前10時から行います。本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時34分